

# 1 「書かない窓口」の運用をスタート

申請を行う市民の負担を軽減します

窓口における各種証明書の請求や住民異動の手続きにおいて、申請書類の記入を不要として、職員の聞き取りにより申請書を作成する「書かない窓口」を市役所本庁舎で開始し、さらなる市民サービスの向上を目指します。

## 1 事業内容

- ① 証明書は、職員が来庁者から聞き取った申請内容をシステムに入力することで各種申請書を作成・印刷し、来庁者は本人確認書類を提示したうえで申請書に署名するだけで手続きが可能となります。
- ② 転入・転出・転居の住民異動は、事前に LINE 上で必要事項を入力して作成される二次元コードを窓口で提示するだけで申請書が作成され、手続きが可能となります。

## 2 対象業務

### ① 証明書発行 令和6年3月1日（金）運用開始

受付課	取得できる証明書の種類
市民課	・ 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書
市税課	・ 税務証明：所得証明書、所得課税等証明書、納税証明書 ・ 固定資産証明：評価通知、評価証明、公課証明

### ② LINEによる住民異動の事前申請 令和6年3月1日（金）運用開始

受付課	手続きの内容
市民課	転入、転出、転居の住民異動の事前申請 LINE上からチャット形式の質問に答えていくことで、二次元コードが作成されます。窓口で、その二次元コードを読み取ることにより申請書が作成され、来客者の手続きの負担軽減につながります。

## 3 書かない窓口のメリット

- 市：受付業務の効率化・環境負荷の軽減
- 市民：手続きの負担軽減

## 4 今後の予定

令和6年6月 転入・転出・転居等の手続きについて、聞き取り方式による「書かない窓口」の運用開始

担当：市民課 TEL0538-37-4816  
市税課 TEL0538-37-3767